



しが 無人ヘリ協議会だより

滋賀県産業用無人ヘリコプター防除安全推進協議会

平成30年7月発行
事務局
一般社団法人滋賀県植物防疫協会
大津市梅林一丁目14-17
電話 077-521-8964
FAX 077-521-8977
E-mail shiga-syokubo@cap.ocn.ne.jp

第22回 通常総会開催

平成30年6月28日(木) JA全農しが野洲総合センター会議室において、第22回通常総会を開催しました。

提案されました議案は、全て原案のとおり可決承認されました。

提出議案

- 第1号議案 平成29年度年度事業報告並びに収支決算(案)について
- 第2号議案 平成30年度事業計画並びに収支予算(案)について
- 第3号議案 平成30年度会費並びに会費徴収(案)について
- 第4号議案 役員を選任(案)について

平成30年度協議会役員名簿。(任期:平成32年6月開催の総会日まで)

会長	中川 邦宏 (全農滋賀県本部営農資材部長)
副会長	植田 儀一郎 (市原地区布引営農組合)
理事	青木 拓也 (JAおうみ富士)
理事	今井 敏 ((有)共同ファーム)
監事	今井 正彦 (浅井地域農作物病害虫防除組合)
監事	小島 範之 (西びわこ病害虫防除協議会)



第22回通常総会(植田議長)

正会員	17会員
賛助会員	5会員
計	22会員
会費:正会員	3,000円
賛助会員	5,000円

主な事業計画

- 無人ヘリ防除安全運航対策会議の開催
会員及び無人ヘリ実施団体等の安全運航と農薬の適正使用並びに電波障害による危被害防止を図るため、会員及び実施団体との連携と協力体制を推進する。(6月28日開催)
- 第19回無人ヘリ安全講習会並びに飛行技術競技会の開催
無人ヘリオペレーター等の飛行技術の研鑽と安全啓発を図るため、一般社団法人滋賀県植物防疫協会と共催する。(10月)なお、入賞チームの中から11月8日に開催される全国飛行競技大会に県代表として推薦し、その経費の一部を助成する。
- 安全飛行訓練・研修会への助成。
会員、実施団体の防除実績及び安全運航に関する情報交換を行い適正防除の推進を図る。
- 「しが無人ヘリ協議会だより」の発行。(年2回)
- 無人ヘリ防除に関する情報の収集と提供。



(飛行技術競技会)↑



*無人ヘリ防除安全運航対策会議を開催

6月28日JA全農しが野洲総合センター会議室で無人ヘリコプター防除安全運航対策会議を開催いたしました。

研修ではヤマハ発動機(株)UMS総括部サービス・安全普及グループの村川明稔氏から「無人ヘリ安全フライト」について

事故事例から考える防止対策について説明を受けました。

「安心・安全が最優先」

- ① 散布対象は場確認の徹底
- ② オペ・ナビの役割分担と連携強化
- ③ 基本からはずれた散布飛行の禁止
- ④ 障害物に向かう経路選択の抑止
- ⑤ 慢心飛行、だろろ飛行の抑止
- ⑥ 電線、家屋等超え飛行の撲滅



お世話になりました。

(一社)滋賀県植物防疫協会の事務局長永井嘉和氏が3月末日をもって退職されました。

無人ヘリ防除事業の推進特に安全運航に全力で取り組んでいただきました。

ありがとうございました。

★ 30年度 無人航空機による農薬散布計画一覧表 (7/27現在)

【無人ヘリコプター 水稲防除】

地域	委託防除	自主防除	合計(ha)
大津・南部	359.9	1,899.8	2,259.7
甲賀	406.4	404.6	811.0
東近江	888.5	2,770.6	3,659.1
湖東	1,321.6	325.7	1,647.3
湖北	595.7	1,220.3	1,816.0
高島	165.5	591.0	756.5
合計	3,737.6	7,212.0	10,949.6
前年度実績	3,688.5	7,102.2	10,790.7

【ドローンによる散布】

防除実施者	面積	散布地域	作物
JALレーク大津	75.4	大津市	麦、水稲、玉ねぎ
楠亀農機商会	147.3	愛荘町、野洲市	麦、水稲
平川仁樹	47.7	長浜市高月	水稲
(株)アグリ39	42.0	長浜市高月	水稲
(株)廣部農産	58.8	長浜市高月	水稲
(株)高岡屋	25.6	彦根市、高月 木之本	水稲
	396.8		



無人航空機による農薬散布について

— 農薬のラベル表示と散布の可否 —

無人航空機を使用した農薬等の散布については、平成27年12月に策定された「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針(消費・安全局長通知)」において安全かつ適正に実施されるよう指針が定められています。近年はマルチローター型の無人航空機、いわゆるドローンの登場により、同指針においてもドローンの特性を踏まえた安全対策が追加されています。

このようななか、平成29年12月25日付消費・安全局農産安全管理課長通知「農薬の使用方法における『無人航空機』の取扱いについて」において、使用方法を「散布」としている場合には、無人航空機についても利用できる事になる等、使用方法の範囲が明確にされました。概要は次のとおりです。

表は、農薬のラベルに表示されている各使用方法に対し、無人航空機(無人ヘリおよびドローン)使用の可否を示しています。

この通知により、「散布」としている場合には、人力散布機や動力散布機などに加え、無人航空機についても利用できることとされました。ただし、無人航空機で散布できるのは単に「散布」と記載されている場合であり、除草剤等のラベルでよく見られる「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」、「湛水散布」等と記載されている場合には、無人ヘリ・ドローンでは使用できません。

また、無人ヘリコプターやドローンを使用して散布する場合でも、ラベル表示通りの使用基準を守って散布する必要があります。例えば、使用方法が「散布」、希釈倍数が「2,000倍」使用液量が「100ℓ/10a」と表示のある農薬を使用する場合には、無人ヘリコプターやドローンを使って散布する場合でも希釈倍数2,000倍、使用液量100ℓ/10aで散布しなければなりません。このような場合には、無人航空機を使用することは効率が悪くなりますので防除対象・使用方法に応じて、適切な散布機器を選択して散布することが重要です。

その他、使用方法が「無人ヘリコプターによる散布」と記載のある農薬については無人ヘリコプターの他、ドローンを使用して散布散布することが可能です。一方で「空中散布」と表示されている場合は有人ヘリコプターによって広域散布することを意味しますので、無人ヘリコプター・ドローンを使用することはできません。

安全安心な農産物生産のために、農薬ラベルをよく読み、理解し適切な農薬散布を実施しましょう。

表「使用方法」別 無人航空機使用の可否

使用方法表示 (農薬のラベル表示)	無人ヘリ、ドローンによる 散布の可否
「散布」	○
「無人ヘリコプター による散布」	○
「空中散布」	×
「雑草茎葉散布」、 「全面土壌散布」、 「湛水散布」	×